

平成 21 年度事業計画書

平成 20 年のレコード業界の生産・販売実績は、前年を若干下回る結果となり、業界環境は依然として予断を許さない状況にある。

平成 21 年度は、前年度に引き続き『レコード産業の復活を果たす』のスローガンを掲げ、「違法対策の強化」「需要拡大施策の充実・強化」「指定団体業務の推進」「法制度に対する的確な対応」及び「産業広報の強化」等の重点施策を中心に、以下の事業を推進する。

〔事業活動〕

〔1〕レコードの普及に関すること

1. 音楽 CD 再販制度の維持

- (1) 再販制度の弾力運用を更に推進するとともに、引き続き再販制度の必要性を訴える。
- (2) ユーザーサービスの一環として実施しているインターネット廃盤セールを前年度同様年 1 回開催する。
- (3) 経年変化を捉えるため全国レコード店調査を継続実施、ネット通販数の補足も検討する。

2. パッケージと配信の共生

- (1) 4 月に授賞式を開催する CD ショップ大賞の店頭展開及び広報展開の支援を行い、認知拡大に努めることを通じて店頭の活性化を図る。
- (2) 日本ゴールドディスク大賞を実施し、授賞アーティストのライブパフォーマンス、TV・FM 局での放送を行う。また、年に 1 度の授賞式以外に、TV 局・FM 局と月次認定の積極的活用や販売連動など、需要拡大に資する施策を実施する。
- (3) 着うたフル(R)weekly チャートの公表開始にあたり、チャート番組、紙媒体、サイト等でのチャート活用を促進し音楽配信市場の拡大を図る。
- (4) 配信に係るメタデータ提供、報告実務等の効率化の観点から、ID 標準化の問題も含めた総合的な解決策として、EDI による配信商品に関する総合情報処理基盤の構築について検討する。

3. 日本音楽の海外展開

- (1) 海外におけるライセンス促進に向け、PROMIC 主催の東京アジアミュージックマーケット (TAM) に積極的に参画するとともに、TIFFCOM (映像関係の商談会) との連携を強化し、ビジネスチャンスの拡大を目指す。また、経産省、外務省に協力を要請し、在外公館の活用を図る等、TAM 以外の活動によるライセンス促進施策を推進する。
- (2) 海外向けポータルサイト「日本音楽娯楽快線」において、アーティスト情報のデータベースを活用し、情報内容を充実させる。また、放送事業者との番組タイアップの促進を図る。
- (3) 中国におけるネット上の違法対策として、コンテンツ海外流通促進機構 (CODA) が認証機関として認められるまで当協会が先行して警告書送付・削除要請等を実施し、悪質者への対応等のシステムを構築する。

4. 各種セミナーの開催

(1) RIAJ セミナー

会員社を対象に原則として毎月 1 回開催するとともに、一部テーマについては広く一般にも公開する。

(2) 大学寄付講座

今年度は慶応義塾大学、立教大学で開講する。両校とも年に 1~2 回を公開講座とし学生以外の受講も可能とするとともに、議事録の web 公開を活用し、一般への認知拡大を図る。

5. その他

- (1) “Music J-CIS” (Music Japan-Copyright Information Service) の構成団体として、音楽権利情報データベースを充実させユーザーサービスの拡大を図る。

[2] レコードに関する調査研究および資料の蒐集に関すること

1. 市場調査、産業統計の充実

パッケージ商品及び音楽配信に関する各種産業統計データの的確な集計・分析を行い迅速に公表する。

2. 音楽に関する消費者実態調査の実施

24 年目を迎える定例の音楽ユーザー実態調査は、かねてより要望の高い「全国のユーザー動向把握」のため web 調査へ切り替えて実施する。

[3] 録音による芸術文化の保存に関すること

1. 歴史的音源のアーカイブ事業の推進

平成 22 年度に予定される国立国会図書館のデジタルアーカイブ公開に向け、歴史的音盤アーカイブ推進協議会 (HiRAC) を中心に SP 盤等の音源デジタル化作業を進める。国立国会図書館を通じて国庫からの支援を受け、平成 21 年度から 4 年計画で同図書館への納品を進める。

2. 文化庁芸術祭への協力

レコード部門における事務担当として、選考申請及び審査に協力する。

3. 日本プロ音楽録音賞の共催

録音エンジニアの技術向上と地位確立を目指し実施する。

[4] 著作権・著作隣接権等に関すること

1. 違法対策に向けた法改正

- (1) 違法配信からの私的録音録画について著作権法 30 条 1 項から除外する法改正の実現を図る。

- (2) ISP の責任強化 (侵害防止措置の義務化等) と発信者情報開示請求手続きの簡素化を図るため、プロバイダ責任制限法改正の働きかけを行う。

2. 携帯電話向け違法音楽配信への対策強化

- (1) 違法配信サイトの運営者やアップローダーの告訴及び損害賠償請求などの法的対応を

強化、促進するとともに、携帯電話向け掲示板事業者に対する効果的対策を検討する。

- (2) 違法サイトに対するフィルタリングの強化及び検索結果非表示の拡大について関係事業者と協議を進め、早期に実現する。
- (3) 違法サイトの探索について、範囲を拡大することにより削除要請件数の引き上げを目指す。
- (4) 違法音楽配信を根絶するための技術的対策について、政府の支援を得て実施に向けた具体的検討に着手する。

3. 違法ファイル交換対策

- (1) Winny 等のファイル交換ソフトを利用した権利侵害の実態把握を行い、「ファイル交換ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」で検討中のスキームによる ISP を通じた違法ユーザーへの注意喚起、警告等の活動を積極的に行う。
- (2) 発信者情報が開示された者に対し損害賠償請求等を行うほか、特に悪質者に対しては刑事事件化を進める。

4. エルマークの導入促進及び認知度のアップ

- (1) 映像関係団体等と連携し、映像配信サイト（ダウンロード・ストリーミングサービス）へのエルマーク導入を促進するとともに、音楽配信サイトについても、従来のダウンロードサービスに加えてストリーミングサービスまで対象を拡大する。また、エルマークの対象拡大に伴い、ユーザーの認知度を更に高め、違法配信の利用根絶と適法配信からの購入促進を図る。

5. 法制度に対する対応

- (1) レコード演奏権立法化のための具体的活動の開始
今年度実施した市場規模調査の結果を踏まえ具体的な徴収体制の検討を開始するとともに、行政等への働きかけを促進する。
- (2) 私的録音録画補償金問題の抜本的解決
私的録音録画補償金制度の抜本的見直しを早期に実現するための活動を、他の音楽権利者団体とともに精力的に継続する。
- (3) 「ネット法」「日本版フェアユース規定」の検討への対応
レコード製作者のビジネスの障害にならないよう、「ネット法」や包括的な権利制限規定（「日本版フェアユース規定」）の創設に関する政府レベル等の検討に、タイムリーかつ的確に対応する。
- (4) レコード保護期間の延長
70年以上への保護期間延長に向け、論拠の整理と対外的な働きかけを継続する。

[5] レコードに関する出版物の刊行等

レコード産業の理解促進と産業全体のイメージ向上を図るため、機関誌、ホームページ、プレスリリース等を活用して積極的に情報発信するとともに、社会貢献活動や文化活動についても広く広報を行う。

[6] レコード製作者に係る商業用レコードの二次使用料に関する権利行使の受任、総額の取り

決めならびに徴収及び分配

1. 二次使用料収入の拡大

- (1) NHK 及び民放連との間で平成 21 年度以降の使用料協議を精力的に行い、早期妥結を目指す。
- (2) 有線ラジオ放送について平成 21 年度以降の使用料協議を行い、レコード使用実態に応じた使用料額の獲得を目指す。

2. 二次使用料の適正な分配

- (1) 分配基準を、原則として「正味出荷実績シェア実績」から「放送実績」へ変更する分配規定の改訂を行う。
- (2) 実績分配システムの開発に着手し、システム構築の目処を立てる。また、ISRC の誤付番を「0」にするよう運用を改善する。

3. 送信可能化権管理事業の整備

4 月からオンデマンドストリーミングサービスでのレコード実演に係る実演家の送信可能化権管理を開始し、レコードを使用した放送番組のインターネットでの利用を促進する。円滑な管理体制を確立することにより、コンテンツの流通促進に寄与する。

[7] レコード製作者に係る商業用レコードの公衆への貸与に係る報酬等に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収及び分配

1. 平成 22 年 4 月からのレンタル使用料メーカー分配実施に向けて、関連団体との協議を継続し、決定された分配ルールに基づきシステム改変または新規構築を行う。
2. レンタルの基本的問題について、検討項目を確認し整理する。

[8] 私的録音録画補償金に関する権利行使団体の構成員としての業務ならびにレコード製作者に係る当該補償金の分配

社団法人私的録音補償金管理協会(sarah)及び社団法人私的録画補償金管理協会(SARVH)の構成団体として、私的録音録画補償金制度の円滑な運用を推進する。

[9] その他

1. 公益法人制度改革への対応

3 月の理事会・総会の決定に基づき、新しい法人形態への移行に向けた具体的な準備を進める。

2. 政府の審議会等への委員派遣および経済団体への参画等

3. 国内・国外の団体、機関との連携活動

国内の音楽関係団体ならびに国際レコード産業連盟(IFPI)およびアメリカレコード協会(RIAA)等海外のレコード産業団体との連携と情報交換を積極的に推進する。

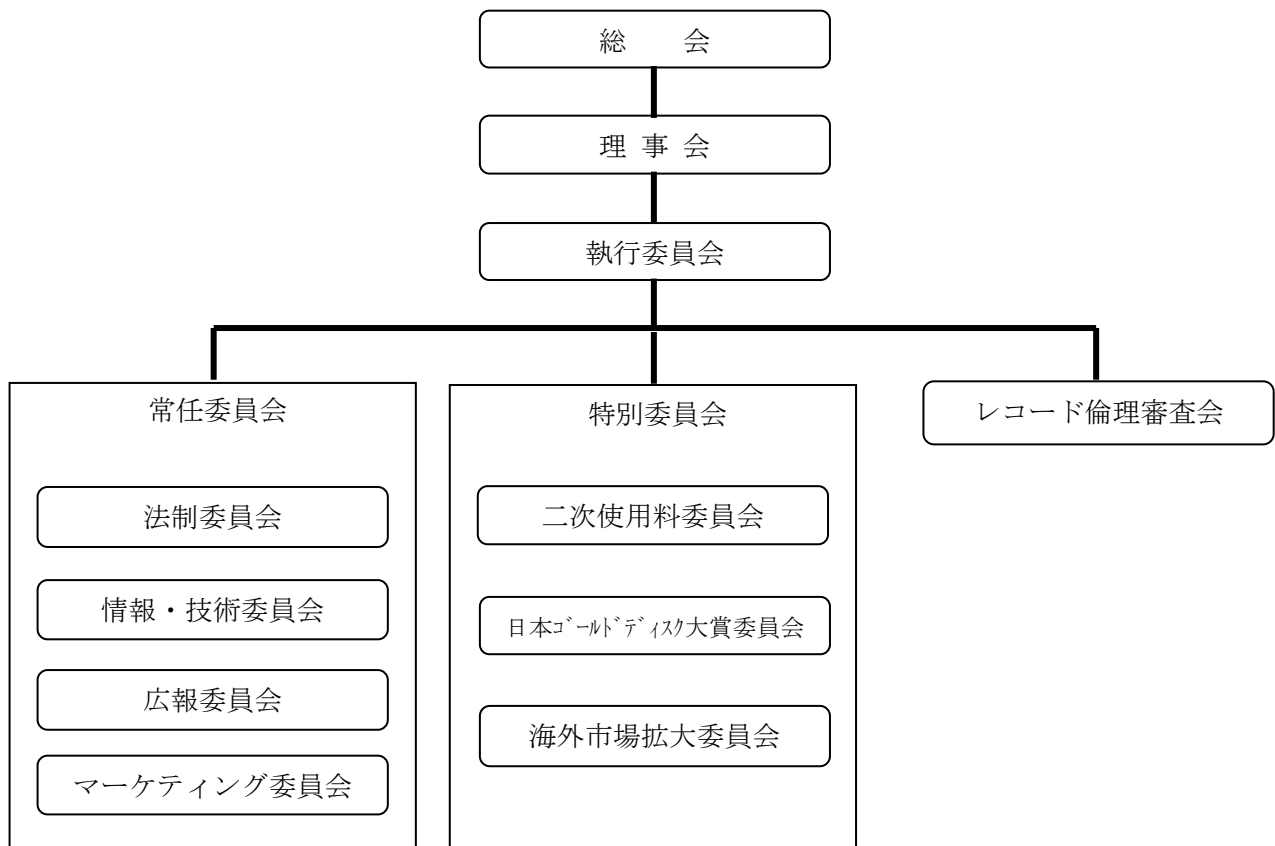
4. レコード倫理審査会の開催

5. 業界規格(RIS)の制定と改正

6. “ISRC”(International Standard Recording Code)の管理機関としての活動

7. 福祉・厚生施設へのレコード寄贈

〔運営体制〕



本年度の事業遂行のため、関係諸官庁並びに関係諸団体と常に連絡協調を保持しつつ業務を推進する。

以上